

少額領収書等の写しに係る更に開示を受ける旨の申出書

青森県選挙管理委員会 殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 少額領収書等の写しに係る開示決定等通知書の番号等

日付： 年 月 日
文書番号：指令第 号

2 最初に開示を受けた日

年 月 日

3 開示請求者が求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当する番号に○印を付してください。

国会議員関係政治団体の名称（省略可）		種類・量
		A 4判文書 枚
実施の方法		
1 青森県選挙管理委員会窓口での閲覧	1 全部 2 一部（ ）	
2 青森県選挙管理委員会窓口での写し（複写機により白黒で複写したもの）の交付	1 全部 2 一部（ ）	

※ 既に開示を受けた少額領収書等の写しについて、当該開示の実施の方法と同一の方法による開示の実施を求めることはできません。

4 少額領収書等の写しの交付手数料の計算

次の計算表を基に上記3にて選択した写しの交付手数料を計算し、記入してください。

実施の方法 (a)	算定基準（青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例第2条第1号） (b)	左の実施方法で開示を希望する文書量 (c)	b欄とc欄をもとに算出した額 (d)
1 閲覧			
2 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円		円
	合計		円 (e)

5 開示の実施を希望する日（少額領収書等の写しの送付を求める場合を除く。）

年 月 日

6 少額領収書等の写し送付の希望の有無

有 : 同封する郵便切手の額 円
無

写しの交付手数料 _____ 円	ここに青森県収入証紙を貼ってください。	(受付確認印)
		(受付確認印)

※ 青森県外等の遠隔地に在住しているなど、青森県収入証紙を購入することが困難な方で、青森県収入証紙以外の方法による少額領収書等の写しの交付手数料の支払いを希望する方は、以下の（ ）に○を付けてください。

- ・ () 納入通知書による支払いを希望する。(本申出書を受領後、納入通知書を発行・送付し、金融機関での入金確認後に少額領収書等の写しの交付を行います。)

※ 本書の送付先

〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1 青森県選挙管理委員会事務局選挙グループ